

障害福祉サービス施設・事業所職員向け

令和5年度エッセンシャルワーカー定期PCR検査案内 （新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業）

1 概要

- 県内において新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、感染拡大の防止に努めるとともに、社会経済活動を維持・継続していく必要があります。
- これまでの状況から、障害福祉サービス施設等での感染発生や、発生した場合に大きなクラスターとなってしまう事例が見られています。
- そのため、障害福祉サービス施設等での感染発生・拡大を未然に防ぎ、職員の皆さまが安心して従事していただけるよう、職員の皆さまを対象として定期的なPCR検査を実施します。
- また、令和4年12月から入居施設への新規入居者の検査として利用可能です。

2 対象者

- 県内の障害福祉サービス施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員が対象となります。
※「利用者と接する」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。
- 令和4年12月の検査から、入居施設における新規入居者への検査にも利用できるようになりました。対象は、下記①～⑤をすべて満たす新規の入居者に限ります。
 - ① 施設の外から入居する者で、長期の入居が見込まれること（通所・訪問・ショートステイ及び施設間同士の移動者は対象外）。
 - ② 検査は入居前または入居後の1週間以内とし、その間に定期検査が予定されていること
 - ③ 無症状、かつ、唾液を自己採取できること
 - ④ 事業所で事前に同意書がとれること
 - ⑤ 検査日に提出する唾液は、採取2日以内のものとする

3 検査内容

下記を目安として検査を実施することを想定しています。

ただし、今後の流行状況や検査状況によって、期間が変更になる場合があります。

(1) 期間

令和5年6月から令和5年7月までの期間

(2) 回数

職員一人当たり2週間から3週間に1回程度（最大4回まで）
新規入居者については入居前後のいずれか1回検査のみ

(3) 検査時期

検体を提出するタイミングについて、ご希望に沿うことはできません。（原則、平日に検査日を指定いたします。）

全事業所の検査を順次実施するため、県において、施設毎に検査実施のタイミングを指定し、事前に実施時期をお知らせします。

(4) 費用

検査費用は県が負担します。

4 検査方法

(1) 事前申請

➤ 検査を希望する場合は、事前に申請を行っていただく必要があります。申請方法は下記5を参照してください。

※検査職員リストを準備していただく必要があります。検体提出時に、検体容器に添付するラベル番号と、職員の紐づけを施設等において行っていただきます。

※検査結果の連絡は、事業所責任者に対して行いますので、職員の結果を県・事業所責任者において共有することについて、受検する職員の皆さまに予め同意いただく必要があります。（別添同意書を参照）

(2) 検体採取容器の配布

➤ 検体採取容器（唾液採取用）を配布いたします。

➤ 配布の方法は、市町村毎に指定する場所（市役所等）にて直接受け取っていただきます。（一部市町村においては、施設等へ直接郵送される場合があります。）

※配布方法は、検査機関及び市町村と調整の上、後日連絡いたします。

※市町村毎に指定する検査機関によって検査方法が異なるため、配布方法を希望により選択することはできません。

(3) 検体の採取

- 各事業所において、各自で唾液を採取していただきます。
- 唾液を容器に吐き出す方法で、数分で完了する容易な方法です。
- 検体採取容器は封をして、2重の袋に入れて、安全な状態にします。（採取方法等の留意事項は、別途お知らせいたします。）

(4) 検体の提出

- 全職員分の検体をまとめて提出していただきます。
- 提出の方法は、市町村毎に指定する場所（市役所等）に持ち込んでいただきます。（一部市町村では、指定された方法で郵送していただく場合があります。）

※提出方法は、検査機関及び市町村と調整の上、後日連絡いたします。

※市町村毎に指定する検査機関によって検査方法が異なるため、提出方法を希望により選択することはできません。

(5) 結果の通知

- 検査結果は、後日（目安：1～2日後）お知らせします。
- 結果通知は、検査機関からメールにて連絡いたします。

(6) 陽性者発生時の対応

- 陽性結果の者に対し、事業所等責任者より検査結果を通知するとともに、当該者を直ちに療養させる等、事業所等内の感染対策に努める必要があります。
- 保健所等から連絡が入る場合は、その指示に従っていただきます。

5 申請方法

(1) 申請期間

令和5年6月末まで

(2) 申請方法

メールにて申請

県新型コロナウイルス感染症特設サイトから申請様式をダウンロードし、下記アドレスへ Excel ファイルの状態でご提出してください。

「県トップページ」>

注目情報「新型コロナウイルス感染症特設サイト」>

3. 検査・受診を希望される方へ>

検査関係(エッセンシャルワーカー検査等)>

障害福祉サービス事業所・施設職員向け定期 PCR 検査について

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/kensa/ewpcr1.html>

送信先：pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp

※既に申請している事業所については、再申請は不要です。

※同意書は各事業所で保管して下さい。県への提出は不要です。

6 問い合わせ先

沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課

検査支援班 TEL: 098-894-5122 pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp

7 その他

- (1) 施設等での感染は、検査のみで防げるものではありません。基本的な感染防止対策や、日常的な健康管理等が最も重要ですので、取組みの徹底をお願いいたします。
- (2) 本事業での検査実施は、今後の流行状況や検査資源のひっ迫状況により、実施内容を変更する場合があります。